

令和 5 年度  
一般社団法人静岡県介護福祉士会

## 第 15 回 定時総会

一般社団法人静岡県介護福祉士会

## 日本介護福祉士会倫理綱領

1995年11月17日宣言

### 前文

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

#### (利用者本位、自立支援)

1. 介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

#### (専門的サービスの提供)

2. 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。

#### (プライバシーの保護)

3. 介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

#### (総合的サービスの提供と積極的な連携、協力)

4. 介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

#### (利用者ニーズの代弁)

5. 介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

#### (地域福祉の推進)

6. 介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

#### (後継者の育成)

7. 介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

## 【理念】

私たちは、良質な介護を提供するための自己研鑽に努めます。私たちは、介護福祉士と介護に携わる人たちの環境改善に努めます。

## 【活動指針】

介護福祉士の実践の場での活躍を支えるため、より良い研修の在り方と様々な課題解決に向けた研修等を提案します。また、介護に携わる者の心と体のバランスや職場環境の問題などに寄り添うことを考えていきます。

### 第1号議案 令和4年度事業報告(案)に関する件

## 【主旨】

生涯研修制度が構築され、当会の介護チームのリーダー養成も進み、認定介護福祉士が誕生しました。一方、感染症法上第5類に分類される新型コロナウイルスについて介護福祉現場で働く介護職にとっては、まだまだ厳しい状況が想定されます。蓄積された身体的・精神的疲労、更にハラスマント等の問題も大きくなる今、これらの問題にも継続的に向き合っていきます。

また、当会の仲間を増やし、組織力を高め、山積する課題を検討できる組織を目指していきます。さらに県民の介護福祉の充実を目指し、災害対策・支援等についても専門職の視点で関わっていきます。

## 【目的】

1. 介護に従事する者を支える職能団体となる
2. 介護の質を担保するための研修を提案する
3. 災害対策、支援が検討できる介護福祉士を養成する
4. 組織の力を強くする

## 【目標】

1. 職能団体として、介護職員等のWLBについて提言出来る
2. 災害対策、支援などの研修の提案や検討ができる介護福祉士を増やしていく
3. 会員の拡大

## 【活動報告】

1. 生涯研修体系にある介護福祉士基本研修、ファーストステップ研修を実施した。そのほかの研修も対面を中心に、出前講座では本来の訪問やオンラインによる研修の要望が少なく、現場の状況の厳しさを改めて認識した。それでもDVDを作成し、多くの事業所に活用して頂いた。
2. ハイブリッドによる介護の学舎の開催、オンライン交流会、オンラインを主としたブロック活動など会員の交流の場を行い、会員の関わりを深め、共に参加し作り上げる機会となった。
3. 災害支援委員会を中心に、台風15号の際には静岡市内の小規模事業所へ物資の支援、地域住民のニーズの聴き取り等の支援活動を行った。また、災害フォーラム災害時の情報伝達(ツール)活用研修などを実施して、更なる災害支援についての知識と経験を身につけることができた。

## [委員会]

### 1. 組織強化委員会

各種研修、ブロック活動において会の PR を行い案内の配布や声掛けを積極的に行った。また、下記事業を通して活動内容を伝えた。

#### (1) オンライン交流会の開催

「研修の学びを職場で活かす！」をテーマに会員交流会をオンラインにより定期開催した。参加者による情報交換で施設の工夫点を共有したり、受講に関する悩みを話したり、時には講師を交えて意見交換を行った。

実 施 日	内 容	参加者数
9月16日(金)	基本研修を終えて	23名
10月21日(金)	介護過程の展開	20名
11月25日(金)	障がい者の個別性を知る	13名
12月16日(金)	実習指導者としての悩み	12名
2月17日(金)	不適切ケアの改善・予防	12名
3月17日(金)	認定介護福祉士の役割	21名

#### (2) 介護職員のためのお悩み相談窓口開設

開設にあたり、7月にオンラインで勉強会を実施。相談員二人体制で15回(9月～3月の第2・4土曜)実施した。事業所や地域包括支援センターにもPRしたが、相談件数は3件だった。延べ28名の会員の協力を得た。

#### (3) アンケートの実施

会員のニーズの把握のためにアンケートを実施した。今後検証を行い、次年度以降の事業に反映させていく予定である。

期 間	12月25日～1月31日
調査対象者	静岡県介護福祉士会会員 1,430名
調査回収方法	郵送、Google フォーム入力
回収率	13.5% (WEBによる回答70件、用紙による回答123件)

### 2. 災害支援委員会

災害時のマネジメントやボランティアの育成・派遣など、職能団体としての在り方や実際の対応等を企画検討し、実施した。「災害フォーラム」「情報伝達研修」を下記により実施、委員会をオンラインにて行った。「HUG訓練研修」「災害支援模擬研修」は感染症拡大防止により中止とした。

#### ・災害時の情報伝達(ツール)活用研修 ハイブリッド研修

開 催 日	8月7日
内 容	SNSの紹介・注意点等の説明の後、実際にLINEを使用して模擬情報伝達を体験した。
受講人数	19名
講 師	城内 社行

#### ・災害フォーラム オンライン研修

開 催 日	10月30日
-------	--------

内 容	災害発生から事業所復興までの当事者発表に続き、グループに分かれ自職場の現状・改善点等ディスカッションを行った。
参加人数	参加者 28 名 発表者 2 名 委員等 4 名
発 表 者	山崎 和彦 氏 (社会福祉法人成仁会 理事長) 橘高 裕行 氏 (株式会社トツツ介護事業統括部長)

### 3. 障がい福祉委員会

障がい福祉施策を理解し、介護の質の向上を目的として研修及び情報交換を行い「強度行動障がい者の理解と支援研修」「高齢化に伴う知的障がい者の理解と対応研修」「高齢化に伴う自閉症スペクトラムの対応研修」「高齢化に伴う精神障がい者の理解と対応研修」を実施した。

#### ・強度障がい者の理解と支援研修

開 催 日	7月 17日(日)
内 容	強度の行動障がいを有する障がい者が、安定した生活を送るための大切な役割を担うため、必要な知識と技能の習得を目的として実施した。

受講人数 36名 (会員 20名 一般 16名)

講 師 静岡県自閉症協会会長 津田 明夫 氏

#### ・高齢化に伴う知的障がい者の理解と対応研修

開 催 日	9月 3日(土)
内 容	高齢化に伴う知的障がい者の特性を理解し、行動やコミュニケーションなどの課題を取り上げ、効果的な支援の在り方について学んだ。

受講人数 22名(会員 14名 一般 8名)

講 師 聖隸クリストファー大学 井川 淳史 氏

#### ・高齢化に伴う自閉症スペクトラムの対応研修

開 催 日 10月 15日(土)

内 容 高齢化に伴う自閉症スペクトラムの特性や課題について、具体的支援方法や関わり方等事例を通して理解した。

受講人数 19名(会員 13名一般 6名)

講 師 静岡県自閉症協会会長 津田 明雄 氏

#### ・高齢化に伴う精神障がい者支援研修

開 催 日 2月 25日(土)

内 容 高齢化に伴う障がい者の重度化や増加、より多様化するニーズに対応するため、新たな知識を身につけ、介護の現場で活かせるように実施した。

受講人数 14名(会員 11名 一般 3名)

講 師 聖隸クリストファー大学 大場 義貴 氏

### 4. 広報委員会

- (1) ホームページを積極的に活用し広く情報を発信した。
- (2) 会報誌 Bon ぐら～じゅを年 2 回発行し会員及び県内の特養、老健、障がい者施設にも郵送した。
- (3) 広く県民へ周知する機会でもあるフェスタシズウェルについては、コロナ感染症拡大により中止となった。
- (4) PR ビデオを作成しシズウェル 1 階ロビーにて一定期間周知した。

## 5. 倫理委員会

職能団体として公益社団法人日本介護福祉士会で定める倫理綱領及び行動規範を遂行するため  
に委員会を設置する予定としたが、特に問題になる案件もなかつたため、開催には至らなかつた。

## 6. 外部評価委員会

県内の地域密着型サービス外部評価対象事業所に対して、法の改正により状況に併せて対応して  
いくこととしたが、概ね例年通り 66 件の訪問調査を実施した。訪問は感染症拡大防止の観点から調  
査員一人、2 時間程度実施した。

## 7. ケアコンテスト委員会

10 回の記念大会として準備を進めていたが、競技者募集の時期に介護現場のクラスター発生により、  
コンテストを実施できる状況ではないことを静岡県へ伝え、主催者判断により中止となつた。その後、「介護技術コンテストあり方検討会」を行い、県民に来場してもらう方法等について話し合いを行い、  
次年度の準備期間とした。

## 8. 介護の学舎委員会

12 月 18 日(日)県内 4 サテライト会場でハイブリッドにより実施した。「災害やコロナ禍において介護  
福祉士はどう取り組むべきか」をテーマとして、コーディネーターに聖隸クリストファー大学の野田先  
生、静岡県立大学短期大学部の鈴木先生の研究報告、2 名の事例報告の後、グループ交流会を行  
い全体会で情報共有した。養成校の学生 25 名も含め 94 名が参加した。

## 9. 出前講座委員会

県内の小規模な介護事業所職員が介護の知識・技術を学ぶことで介護の質の向上及び介護職員  
の職場の定着ができるよう実施した。令和4年度の「事故予防と緊急時の対応」「虐待と身体拘束廃  
止」の内容を見直し、新たに「感染予防のための基礎知識」を加え、12 のテーマとした。オンライン研  
修 19 件、DVDの視聴 151 回、16 事業所へ訪問し講義を行つた。また、7 月に講師養成研修も実施  
し、質の担保に努めた。

## 10. 講師養成委員会

感染対策を強化して依頼があつた事業所等に対して、オンライン講義 13 件、6 件の事業所に講師を  
派遣した。また、冠婚葬祭業社の会報誌の特集記事今日から実践・アンチエイジング「高齢者の食  
事」に連載し会の PR ができた。

### 【講師派遣事業】(抜粋)

#### (1) 石川県介護福祉士会

開催日 7 月 16 日(土) 内 容 「災害時における介護福祉士の役割」について  
講 師 長倉 浩之

#### (2) TOKAIライフプラス(株)リフレア

開催日 6 月 21 日(火) 内 容 「緊急時及び事故対応」について  
講 師 川島 扶美

## [ブロック活動]

県内を 8 ブロックの地域に分け担当理事、ブロック長、地域の会員(担当者)が中心になり、ブロック活動を推進した。地域包括ケアシステムを意識した市町の取組みも視野に入れ、昨年度に引き続き、感染症拡大防止のために Zoom ミーティングやオンラインを取り入れての研修が主流となった。

## 【ブロック会議】

- 東部合同会議 6月 6日 ■富士・富士宮 7月 13日、11月 27日、2月 11日
- 駿東・田方 8月 13日、10月 6日、12月 6日 ■熱海・伊東 8月 8日、11月 6日、3月 12日
- 下田・賀茂 9月 29日 ■静岡市介護福祉士会 7月 20日、11月 11日、3月 10日
- 志太・榛原 4月 13日、7月 17日
- 中東遠 7月 15日、10月 18日 ■浜松・中東遠合同 9月 25日、10月 24日、2月 23日

## 【ブロック研修】

ブロック	実施日	テーマ (研修形式)	講師	会場	参加人数(名)	
					会員	非会員
富士・富士宮	2月 11日	障がい者福祉施設見学会	施設案内 遠藤 勉	地域活動支援 センターイコイ	7	3
	2月 11日	オンライン交流会	-	-	4	0
	2月 19日	福祉レクリエーション(対面)	倉島 修	多機能型イコイ	4	6
	3月 12日	介護のための摂食・嚥下障害 の理解とケア(対面)	小澤 公人	富士川ふれあい ホール	16	10
東部合同	8月 21日	高次機能障害の理解と対応 (オンライン)	岩寄 宣人	中伊豆リハビリ テーションセンター	9	4
駿東・田方	12月 17日	身体拘束・虐待について オン ライン研修・交流会	中山 拓郎 芦川 純	(株)かいごラボ	5	14
	2月 5日	皆が働きやすい福祉の現場 チームケアについて オンライン交流会	-	(株)かいごラボ	4	3
熱海・伊東	10月 19日 10月 26日	「認知症ケア」ミニ研修会 (オンライン)	廣野 新	中伊豆リハビリ テーションセンター	6	5
	12月 11日	失語症の基本理解と対応 (オンライン)	渡邊 幸多	中伊豆リハビリ テーションセンター	12	13
	2月 25日	ケアに役立つ福祉用具・機器 (オンライン)	緒方 幸広	中伊豆リハビリ テーションセンター	5	4
下田・賀茂	10月 15日	地域のみなさまと交流会 (対面)	長倉 浩之	河津町保健福祉 センター	3	7
三島市介護 福祉士会	11月 13日	すこやかふれあい祭り (対面)	-	三島市民体育館	5	0
静岡市介護 福祉士会	10月 14日	スイーツ交流会(オンライン)	-	-	15	8
	2月 3日	The 麺 交流会(オンライン)	-	-	14	7
志太・榛原	11月 27日	生活支援技術 食事介助 セミナー(オンライン)	中邑 愛	-	7	13
	2月 19日	移動・移乗介助 研修 (オンライン)	田中 義行	-	14	4
中東遠 浜松	5月 10日 6月 14日 7月 12日	身体のしくみと機能 (オンライン)	古川 和稔	-	27	4
	1月 29日	介護予防講座(対面)	木本 愛郎	浜松市福祉交流 センター	9	1
	3月 5日	北区 DE まつり (対面) 出展「高齢者疑似体験」	-	新都田市民 サービスセンター	6	0

## [研修委員会・研修事業]

### 1. 生涯研修制度に沿った研修の実施(公益社団法人日本介護福祉士会認定)

#### (1) 介護福祉士基本研修

有資格者は介護過程の展開を専門性としその手法が現場で重要になるため、介護過程の展開を中心に、生活支援としての介護の視点や自立支援の考え方について学び、現場実践に活かせる介護福祉士の育成を目的とし4日間で実施。認定介護福祉士を目指すために受講必須のファーストステップ研修の受講要件となる。感染症対策を講じて対面形式で実施した。

会場	実施日	受講者数
シズウエル	7/6、14、28、8/30	22名(修了者16名)

#### (2) 介護福祉士ファーストステップ研修

基礎的な業務に習熟した介護職員を対象として、的確な判断、対人理解に基づく尊厳を支えるケアが実践でき、小規模チームのリーダーや初任者の指導者として任用することを期待できるレベルの視点や技術を有する職員を育成した。

会場	実施日	受講者数
シズウエル	8/1、22、9/9、17、10/6、11、11/2、16、12/5、 16、1/11、2/1、15、3/3、20(全15回)	会員10名 (修了者14名)

#### (3) 認定介護福祉士養成研修

介護福祉士養成課程では学べない新たな知識(医療、リハビリ、福祉用具と住環境、認知症、心理・社会的支援、マネジメント等)修得し多職種との連携・協働を含めた認定介護福祉士として十分な介護実践力を身につけるために、2期生を募集したが開催人数に達しなかったため次年度へ延期とした。

#### (4) 介護福祉士実習指導者講習会

介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習Ⅱ」の実習指導者を対象に、必要な専門的知識及び教育方法を習得するために実施した。

会場	実施日	受講者数
シズウエル	10/18、11/3、11/18、11/28	57名(会員12名 非会員45名) 修了者51名

### 2. 認知症に関する研修

#### (1) 認知症介護実践研修(実践者研修)県知事指定

高齢者介護の実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上・介護サービスの充実を図った。県内3会場、6日間のカリキュラムで感染対策を充分講じ対面研修で実施した。また、新カリキュラムに対応するため講師の打合せを実施した。

会場	実施日	受講者数	場所
三島会場	6月9日～9月16日	29名(会員3名 非会員26名) 修了者 27名	三島商工会議所
浜松会場	8月31日～12月9日	33名(会員7名 非会員26名) 修了者 32名	浜松市福祉交流センター
静岡会場	10月17日～2月13日	59名(会員8名 非会員51名) 修了者 57名	シズウエル

## (2) 認知症介護実践研修(実践リーダー研修)県知事指定

静岡県認定、高齢者介護の実践者が実践研修等で得られた知識、技術をさらに深め、施設又は事業所において、ケアチームを効果的かつ効率的に機能させる能力を有した実践リーダーを養成するため 10 日間のカリキュラムにより感染対策を充分講じて実施した。新カリキュラムに対応するため講師の打合せも実施した。

会場	実施日	受講者数
シズウェル	7/25、8/8、8/22、9/7、9/22、10/3、 10/12、10/20、11/17、1/23	48名(会員15名 非会員31名) 修了者46名

## (3) 認知症の最新情報研修

ナイトセミナーとしてオンラインにより実施した。

開催日 11月18日(金)

受講者数 53名(会員29名、非会員24名)

講師 国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター 脳神経内科  
臨床研究部長 認知症疾患医療センター長小尾先生

## 3. 自己研鑽、キャリアアップ研修

### (1) ターミナル研修

人生の最終段階を支援するために知識と技術、具体的展開を考えることをサブテーマに当初対面で実施予定だったが、感染症拡大防止のため、オンライン研修に変更して実施した。

開催日 2月25日(土)9:30~16:00

受講者数 18名(会員10名、非会員8名)

講師 東京福祉専門学校 白井孝子氏

### (2) サービス提供責任者研修

サービス提供責任者が介護過程の展開を理解し、役割を全うし「利用者の自立支援に向けた介護の提供」「在宅で看取る事の出来る介護の提供」等介護業界での役割確立と、よりレベルの高い訪問介護計画書の作成を目指し、感染対策を充分講じて、対面により実施した。

開催日 9月20日

受講者数 30名(会員6名、非会員24名)

講師 及川ゆりこ

### (3) 食事ケア研修～口から食べる幸せ～

口から食べることが困難な方への支援に携わる従事者が知識・支援技術を学び、口から食べる事の幸福感や重要性を普及・啓発していくことを目指すことを目的に実施。事前に学習動画を90分視聴して講義に臨んだ。KT スプーンを受講生に配布し、食事の姿勢やスプーンの使い方等角度を変えての映像でわかりやすい講義であった。

開催日 8月21日(日)13:30~15:00

受講者数 56名(会員23名、非会員33名)

講師 NPO 法人口から食べる幸せを守る会 理事長 小山珠美氏

### (4) 介護過程の展開研修 ～アセスメントの視点を学ぶ～

利用者の QOL の向上につながるよう、専門職として、根拠ある支援ができるようアセスメントの視点を学んだ。受講希望者が多かったため、急遽3月にも追加研修として実施した。

回数	会場	実施日	受講者数	講師
第1回	シズウェル	7/31	23名(会員18名、非会員5名)	高木 剛 氏
第2回	シズウェル	3/4	31名(会員11名、非会員20名)	

#### (5) LIFE 活用に向けた介護過程実践向上研修

科学的根拠をもった専門性の高い介護サービスに繋がる介護記録を現場で実践できるようになることを目的に実施した。現場の LIFE 導入、また活用に伴い介護記録の視点やその手順について学び、ケアの質の向上に繋げるための学びとなった。演習を通して情報交換の場とした。

開催日 12月2日(金)9:30~16:00

受講者数 29名(会員19名、非会員10名)

講師 静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 鈴木俊文氏

#### (6) 次世代リーダー研修

現場のリーダーの不安や悩みを解決し、自信を持ってリーダーシップを発揮できるよう、知識や技術を学ぶ。コロナ感染の拡大を鑑みオンライン研修にて実施した。

回数	実施日	受講者数	修了者数	講師
1日目	1月27日	22名	19名 (会員7名 非会員12名)	丸山 晃 氏
2日目	2月10日	19名		

#### (7) 身体拘束廃止推進員養成研修

権利擁護や身体拘束廃止の意義を学び、自職場での実態を把握し、身体拘束廃止取り組み報告を行った。

開催日 9月12日、9月28日、1月11日

受講者数 28名(会員2名、非会員26名) 修了者25名

講師 「認知症の理解と介護」

県認知症高齢者グループホーム連絡協議会副会長 櫻井知世氏

「身体拘束と高齢者権利擁護」 揚野法律事務所 揚野江利子氏

「高齢者の権利擁護と身体拘束廃止」について

NPO法人ホットスペース中原 佐々木炎氏

#### (8) 身体拘束廃止フォーラム

身体拘束が人に及ぼす数々の弊害や実態等について幅広く意識啓発を図ると共に「身体拘束はやむを得ない」といった固定観念や認識を是正していくため、保健・医療・福祉分野関係者はもとより利用者家族を中心に広く県民が身体拘束廃止の意義を理解し、より良いケアの実現に向けて実施した。

収録日 1月30日

講演 「高齢者の権利擁護と身体拘束廃止」

元気がでる介護研究所 所長 高口光子氏

身体拘束廃止推進員養成研修修了者による実践報告

上記の内容を収録し、2月21日から3月14日まで YouTube 視聴を行った。

再生回数 2,421回 視聴者数 556名

#### (9) 介護福祉4団体合同研修

毎年、一般社団法人静岡県社会福祉士会、NPO 法人静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会、静岡県介護支援専門員協会、当会4団体により輪番制としている。ケアマネ協会担当で「メンタルケアとモチベーションアップ」をテーマに高室成幸先生の講演企画後、委員会で推進したが、諸事情により次年度に延期となった。

#### (10) 外国人、技能実習生等受入れ前事前研修

外国人の介護職員や技能実習生の受入れが増えるなか、文化、生活様式に触れどのような対応をしたら良いか等を学び自職場の研修に活かせるようにした。

開催日 1月14日(土)9時30分～12時

受講者数 15名(会員10名、非会員5名)

講師 福井県介護福祉士会理事 松ヶ平 朝菜 氏

### 4. 後継者の育成

#### (1) 介護福祉士実務者研修

国家試験受験要件でもある本研修を実施することで後継者の育成を行う。三島・静岡の2会場で実施した。

開催日 Aコース

介護過程 8月7日、27日、9月10日、24日、10月15日

医療的ケア 10月24日、10月25日から28日のうち1日受講

Bコース

介護過程 8月28日、9月4日、18日、10月2日、16日

医療的ケア 11月16日、11月17日から19日のうち1日受講

受講者数 Aコース(シズウエル) 修了者30名

Bコース(いづテラス) 修了者15名

#### (2) 国家資格取得対策

##### ・対策講座

会員講師の協力を得て、出題傾向を検討、オンラインによる集中講座を3日間で福祉人材確保対策事業として実施した。

開催日 11月6日、11月23日、12月24日

受講者数 45名

講師 鈴木哲也、飯塚哲男、永井華織、長岡紀澄、鍋田弥寿人、山道昇三

##### ・全国一斉筆記模擬試験

日本介護福祉士会で作成する筆記模擬試験で実力を試し、自信を持って、国家試験に臨めるようになる。

開催日 12月4日(日)

受験者数 受験者38名 (会場受験30名 自宅受験8名)

[総会・理事会・日本介護福祉士会関連]

1. 定時総会の運営

5月15日静岡商工会議所にて感染症対策を充分講じて対面で実施した。

併せて日本介護福祉士会主催の「組織強化に関する報告会」を実施した。

2. 三役会、理事会の運営

三役会の実施 6/3・9/3・10/12・11/24・12/14・3/15 ※全てオンライン開催

理事会の実施 6/24・8/26・10/29・12/23・3/19 ※10/29ハイブリッド その他はオンライン開催  
※勉強会を6/17に実施

3. ワーキング活動の推進

会員からワーキングを募り、対面研修、オンライン研修等、会員の協力体制を整え実施した。

4. 日本介護福祉士会事業への協力

・委託事業として、技能実習指導員講習会を12月11日に実施した。

・令和4年度全国大会、日本介護学会の開催(全国大会はオンライン開催)

開催日 10月19日(水)20日(木) 会場:神奈川県大さん橋ホール

・運営サポーター・ネクスト人材募集の周知に協力した。

[関係団体・公的機関への協力]

1. 各市町の認定審査会及び障害区分審査会委員の推薦

2. 護・福祉に関する講座の講師派遣

3. 関係機関への委嘱委員の推薦

**【後援協力事業一覧】**

関係機関	事業名
公益社団法人静岡県理学療法士会	第25回静岡県理学療法士学会
公益社団法人静岡県作業療法士会	第35回静岡県作業療法学会
静岡県社会福祉人材センター	令和4年度 夏・SHIZUOKA 福祉の就職相談会 令和4年度 冬・SHIZUOKA 福祉の就職相談会
公益社団法人日本精神科病院協会 静岡県支部	第11回日本精神科医学会学術大会
静岡県立大学短期大学部	令和4年度静岡県立大学短期大学部リカレント教育講座
福祉レクネットワーク・ハートフル静岡	令和5年度高齢者のためのケアクリエーション講座

**【委員の委嘱一覧】**

関係機関	内容
静岡県	静岡県働きやすい介護事業所認証委員会委員 静岡県身体拘束ゼロ作戦推進会議委員 地域包括ケア推進ネットワーク会議 「静岡県長寿社会保険福祉計画推進・策定部会」委員 介護人材確保に関する実務者ワーキンググループ構成員
静岡市	静岡市認知症対策推進協議会委員 静岡市認知症初期集中支援チーム検討委員会委員 静岡市介護認定審査会委員 静岡市障害支援区分認定等審査会委員

関係機関	内容
浜松市	浜松市介護認定審査会委員
伊豆の国市	伊豆の国市介護認定審査会委員
三島市	三島市介護認定審査会委員
富士宮市	富士宮市介護認定審査会委員 富士宮市障害支援区分認定審査会委員
掛川市	掛川市障害支援区分認定等審査会委員
藤枝市	藤枝市介護認定審査会委員 藤枝市障害支援認定審査会委員 医療・介護連携推進会議委員
富士市	富士市介護認定審査会委員
社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	静岡県社会福祉人材センター運営委員会 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク会議委員
駿東田方地域リハビリテーション 強化推進事業連絡協議会	駿東田方地域リハビリテーション 強化推進事業連絡協議会委員

## 第2号議案 令和4年度収支決算報告(案)に関する件

令和4年度収支決算書(案)  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

## 1.収入の部

(単位 円)

科 目 大・中・小科目	予算額	決算額	差異	摘要
1.会費収入	5,119,000	4,889,000	230,000	
(1)年会費・会員	4,500,000	4,269,000	231,000	R4継続会員1,363名 新入会員47名 R3年度以前13名
(2)年会費・新卒者	4,000	8,000	△ 4,000	R4 2名 R3 2名
(3)年会費・賛助会費	600,000	600,000	0	20事業所
(4)準会員会費	15,000	12,000	3,000	4名
2.事業収入	36,998,000	36,833,666	164,334	
(1)委員会	14,180,000	13,810,921	369,079	
障がい福祉委員会	480,000	498,096	△ 18,096	静岡県助成事業 3研修
講師養成委員会(講師認定委員会)	1,500,000	1,203,292	296,708	講師派遣事業 静岡市・明光会他21件
外部評価事業委員会	3,200,000	4,271,000	△ 1,071,000	R3より延期4件 R4実施66件
ケアコンテスト委員会	1,500,000	336,548	1,163,452	静岡県委託事業(中止)
介護の学舎委員会	0	0	0	
介護技術出前講座委員会	7,500,000	7,501,985	△ 1,985	静岡県委託事業
(2)ブロック活動	0	0	0	
研修・交流会等	0	0	0	
(3)研修事業	22,818,000	23,022,745	△ 204,745	
介護福祉士基本研修	540,000	451,289	88,711	会員@18,000×21名 非会員@35,000×2名
介護福祉士ファーストステップ研修	1,600,000	892,955	707,045	R3より延期分受講料 R4会員@80,000×10名
認定介護福祉士養成研修	1,600,000	316,858	1,283,142	R5へ延期 R3より延期分受講料 ファシリ勉強会@2,000×20名
介護福祉士実習指導者講習会	1,530,000	1,710,000	△ 180,000	会員@20,000×12名 非会員@35,000×42名
認知症介護実践研修(実践者研修)	5,601,000	5,975,884	△ 374,884	R3より延期分受講料 会員@33,000×18名 非会員@43,000×99名
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	4,013,000	3,999,643	13,357	R3より延期分受講料 会員@68,000×17名 非会員@78,000×32名
認知症の最新情報研修	120,000	98,653	21,347	静岡県助成事業
ターミナル研修	260,000	258,638	1,362	静岡県助成事業
サービス提供責任者研修	100,000	191,039	△ 91,039	静岡県助成事業
食事のケア～口から食べる幸せ～	410,000	365,415	44,585	静岡県助成事業
介護過程 アセスメントの視点を学ぶ	190,000	461,168	△ 271,168	静岡県助成事業
LIFEk活用に向けた介護過程実践向上研修	190,000	249,808	△ 59,808	静岡県助成事業
次世代リーダー研修	270,000	359,283	△ 89,283	静岡県助成事業
高齢者権利擁護等推進事業	1,600,000	1,603,558	△ 3,558	静岡県委託事業
介護福祉4団体合同研修	0	0	0	
介護福祉士実務者研修	3,850,000	4,918,863	△ 1,068,863	Aコース31名 Bコース18名
全国一斉筆模擬試験・集中講座	450,000	597,282	△ 147,282	筆記 一般@6,000×35名 賛助会員@3,000×3名 集中講座 静岡県助成事業 371,708
技能実習指導員講習会	340,000	323,900	16,100	日本介護福祉士会委託事業
外国人・技能実習生等受け入れ事前研修	130,000	148,877	△ 18,877	静岡県助成事業
介護職員等による喀痰吸引等研修	24,000	99,632	△ 75,632	修了証発行手数料6件
3.雑収入	800,000	833,028	△ 33,028	預金利息・日介ニュース関連助成金他
4.基本財産取崩収入			0	
当期収入合計 (A)	42,917,000	42,555,694	361,306	
前期繰越金	39,749,088	39,749,088	0	
収入合計 (B)	82,666,088	82,304,782	361,306	

## 2.支出の部

科 目	予算額	決算額	差異	摘要
大・中・小科目				
1.事業費	22,095,290	22,898,532	△ 803,242	
(1)委員会	8,568,000	7,318,016	1,249,984	
組織強化委員会	500,000	263,107	236,893	介護職員相談窓口・オンライン交流会・委員会
災害対策委員会	540,000	408,623	131,377	台風15号災害支援・災害フォーラム・情報伝達研修他
障がい福祉委員会	300,000	332,804	△ 32,804	静岡県助成事業 4研修実施
広報委員会	300,000	411,455	△ 111,455	Bonくらーじゅ2回発行、HP管理料
倫理委員会	100,000	0	100,000	
講師養成委員会(講師選定委員会)	1,000,000	777,138	222,862	講師派遣事業
外部評価事業委員会	2,036,000	2,870,437	△ 834,437	
ケアコンテスト委員会	1,500,000	105,184	1,394,816	中止 委員会開催費用
介護技術出前講座委員会	1,400,000	1,332,809	67,191	静岡県委託事業
介護の学舎委員会	180,000	208,023	△ 28,023	
通信運搬費	425,000	270,836	154,164	
消耗品費	287,000	337,600	△ 50,600	
(2)ブロック活動	870,000	586,649	283,351	
研修・交流会等	800,000	518,952	281,048	各ブロック研修・交流会・打合せ等
通信運搬費	42,000	30,134	11,866	
消耗品費	28,000	37,563	△ 9,563	
(3)研修事業	12,657,290	14,993,867	△ 2,336,577	
介護福祉士基本研修	224,290	401,710	△ 177,420	
介護福祉士ファーストステップ研修	1,000,000	1,199,955	△ 199,955	
認定介護福祉士養成研修	800,000	318,227	481,773	R5年度へ延期 フアシリ勉強会
介護福祉士実習指導者講習会	700,000	776,786	△ 76,786	
認知症介護実践研修(実践者研修)	3,000,000	3,511,233	△ 511,233	3会場実施
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	1,250,000	1,858,057	△ 608,057	
認知症の最新情報研修	80,000	60,974	19,026	静岡県助成事業
ターミナル研修	170,000	183,755	△ 13,755	静岡県助成事業
サービス提供責任者研修	70,000	199,396	△ 129,396	静岡県助成事業
食事のケア～口から食べる幸せ～	380,000	328,676	51,324	静岡県助成事業
介護過程 アセスメントの視点を学ぶ	130,000	357,133	△ 227,133	静岡県助成事業
LIFEk活用に向けた介護過程実践向上研修	130,000	216,624	△ 86,624	静岡県助成事業
次世代リーダー研修	210,000	297,993	△ 87,993	静岡県助成事業
高齢者権利擁護等推進事業	900,000	897,290	2,710	静岡県委託事業 養成研修・フォーラム
介護福祉4団体合同研修	10,000	1,500	8,500	
介護福祉実務者研修	1,900,000	2,273,107	△ 373,107	2コース実施
全国一斉模擬試験・集中講座	200,000	484,256	△ 284,256	筆記模試167,247 集中講座317,009
技能実習指導員講習会	90,000	92,529	△ 2,529	日介委託事業
外国人・技能実習生等受け入れ事前研修	60,000	104,955	△ 44,955	
介護職員等による喀痰吸引等研修	0	1,977	△ 1,977	修了証送料
通信運搬費	808,000	631,982	176,018	
消耗品費	545,000	787,772	△ 242,772	
委員会費	0	7,980	△ 7,980	

## 2.支出の部

科 目	予算額	決算額	差異	摘要
大・中・小科目				
2.管理費	18,814,100	19,030,677	△ 216,577	
事務局員給与	12,310,000	11,900,242	409,758	正規職員2名・パート職員4名
事務所費	1,037,000	1,104,805	△ 67,805	光熱費・駐車場料金含む
通信運搬費	205,000	144,983	60,017	
ソフト維持費	235,000	127,600	107,400	
旅費交通費	600,000	381,550	218,450	通勤費等
会計顧問料	650,100	650,100	0	
事務費(消耗品・印刷等)	140,000	180,722	△ 40,722	
支払手数料	120,000	183,517	△ 63,517	振込手数料・WEBPC、コンビニ収納手数料
活動費	60,000	103,820	△ 43,820	
雑費	33,000	45,590	△ 12,590	静岡県社協、静岡・三島商工会議所年会費等
賃借料	752,000	764,430	△ 12,430	リース料(印刷機・複合機等)
租税公課	1,200,000	1,961,808	△ 761,808	消費税1,874,900 法人市県民税71,000等
書籍料	18,000	52,891	△ 34,891	新聞等定期購読料
保険料	27,000	31,040	△ 4,040	
交際費	20,000	5,887	14,113	
法定福利費	1,407,000	1,382,516	24,484	社会保険・雇用保険料等
福利厚生費	0	9,176	△ 9,176	ジョイブ静岡加入
寄付金	0	0	0	
3.会議費	910,000	740,589	169,411	
総会費	350,000	448,969	△ 98,969	
理事会費	500,000	249,020	250,980	
その他会議費	60,000	42,600	17,400	
4.基本財産取得支出	0	0	0	
5.予備費	500,000	0	500,000	
当期支出合計(C)	42,319,390	42,669,798	△ 350,408	
当期収支差額(A)-(C)	597,610	△ 114,104	711,714	
当期繰越収支差額(B)-(C)	40,346,698	39,634,984	711,714	

**財産目録**  
令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額
1資産の部	
(1)流動資産	
1)現金預金	
①手元有高	163,978
②普通預金	29,455,987
静岡銀行吉田支店 401…	5,476,816
静岡銀行吉田支店 411…	10,565,518
静岡銀行本店 164…	857,780
郵便振替口座 00830-596..	641,508
郵便局総合口座 12320-435.....	1,360,515
清水銀行静岡支店 2517…	9,238,011
清水銀行静岡支店 2518…	1,315,839
2)未収金	10,584,662
実践介護技術向上支援事業委託料	
高齢者権利擁護等推進事業委託料	
福祉人材確保対策事業助成金他	
3)仮払金	11,878
源泉年末調整分他	
(2)固定資産等	46,349,586
1)敷金	24,000
2)什器備品	4
3)ソフトウェア	197,340
4)貯蔵品	175,351
5)基本財産	45,952,891
①定期預金	45,952,891
ゆうちょ銀行 52320-942.....	5,630,000
静岡銀行 167…	26,050,682
清水銀行 4000.....	14,272,209
資産合計	86,566,091
2負債の部	
(1)流動負債	
1)未払費用	581,521
2)前受金	401,211
3)預かり金	40,000
負債合計	140,310
正味財産	581,521
	85,984,570

## 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金額	備考
1 増加の部		
(1) 資産増加額	△ 113,420	
基本財産預金増加額	684	
当期収支差額	△ 114,104	
2 減少の部		
(1) 資産減少額	65,780	
ソフトウェア減少額	65,780	減価償却
当期正味財産増減額	△ 179,200	
前期繰越正味財産額	86,163,770	
期末正味財産合計額	85,984,570	

1. 固定資産等の増減およびその残高は次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貯蔵品	175,351	0	0	175,351
什器備品	4	0	0	4
ソフトウェア	263,120	0	65,780	197,340
敷金	24,000	0	0	24,000
定期預金	45,952,207	684	0	45,952,891
合計	46,414,682	684	65,780	46,349,586

2. 次期繰越収支差額の内容は次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期末残高
手持現金	178,222	163,978
普通預金	30,476,449	29,455,987
その他流動資産	12,359,260	10,596,540
流動負債	3,264,843	581,521
次期繰越収支差額	39,749,088	39,634,984

## 監査報告書

私たち監事は、令和4年度における職務執行状況及び財産状況について監査しました。以下のとおり報告致します。

### 1. 監事の監査方法について

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか理事等から業務の報告を聴取、更に重要な決済書類等を閲覧、静岡県介護福祉士会において業務及び財産状況を調査しました。

また、令和5年4月18日同所において会計帳簿調査を行い、収支決算書報告、財産目録、正味財産増減計算書（以下「計算書類」という。）について検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、「計算書類」の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 事業報告書は、ほぼ令和4年度事業計画に沿って事業展開されたことを認めます。
- (3) 理事の職務遂行に関する不正行為は認められません。

令和5年4月18日

一般社団法人 静岡県介護福祉士会

監事

大原 みつき  
山畑 順也  
小林 彰宏

## 【理念】

私たちは、良質な介護を提供するための自己研鑽に努めます。私たちは、介護福祉士と介護に携わる人たちの環境改善に努めます。

## 【活動指針】

介護福祉士の実践の場での活躍を支えるため、より良い研修の在り方と様々な課題解決に向けた研修等を提案します。また、介護に携わる者的心と体のバランスや職場環境の問題などに寄り添うことを考えていきます。

## 重点目標

1. 様々な介護実践の場に必要な自己研鑽の機会をオンラインや対面など研修のあり方を検討して、生涯研修体系にある研修及び、知識と技術を身に着けるための各種研修を提供します。
2. 介護に携わる者の情報交換の場や仲間で集う場を作り、WLB(ワークライフバランス)や職場の環境問題などを考えていきます。
3. 組織強化を念頭に、オンライン交流の場や本会の存在とメリットの啓発活動を行い、入会促進と会員の定着を目指します。

## 第3号議案 令和5年度事業計画(案)に関する件

## 【主旨】

生涯研修制度が構築され、当会の介護チームのリーダー養成も進み、認定介護福祉士も誕生しました。一方、介護福祉現場等で蓄積された身体的・精神的疲労やハラスメント等の問題が大きくなっている今、この問題にも継続的に向き合っていきます。

また、当会の仲間を増やし、組織力を高め、山積する課題を検討できる組織を目指していきます。さらに県民の介護福祉の充実を目指し、災害対策・支援等についても専門職の視点で関わっていきます。

## 【目的】

1. 介護に従事する者を支える職能団体となる
2. 介護の質を担保するための研修を提案する
3. 災害対策、支援が検討できる介護福祉士を養成する
4. 組織の力を強くする

## 【目標】

1. 職能団体として、介護職員等のWLBについて提言出来る
2. 災害対策、支援などの研修の提案や検討ができる介護福祉士を増やしていく
3. 会員の拡大を図る

## [委員会]

### 1. 組織強化委員会

各種研修、ブロック活動において入会促進の働きかけを強化し、入会案内の配布や声掛けを積極的に行う。後継者育成の一環として、受講された国家試験合格者に対して「合格を祝う会」を実施し、交流、情報交換の場を提供する。幅広く会員の協力が得られるよう事業活動へ呼びかけていく。

### 2. 災害支援委員会

- (1) 委員、災害ボランティアメンバーの拡大。そのための委員・登録ボランティアの活動力向上・育成のための研修を実施する。
- (2) 災害フォーラムや委員会主催研修や各ブロックでの研修(派遣)等を企画・調整し、会員へ災害支援活動の啓発を行う。
- (3) 県内各ブロックで連携した災害支援活動を行う。隣接する県介護福祉士会との災害協定の取組みを行う。県内各関係団体との組織の整備を行う。
- (4) 模擬災害派遣訓練、実際の災害派遣体験を通じ、災害時に介護福祉士の専門職として支援活動できる仲間を育てていく。

### 3. 障がい福祉委員会

障がい福祉施策を理解し、介護の質の向上を目的として研修及び情報交換を行う。「高齢化に伴う強度行動障がい者の理解と支援研修」「高齢化に伴う知的障がい者支援研修」「重度障がい者支援研修」「高齢化に伴う精神障がい者対応研修」を実施していく。

### 4. 広報委員会

- (1) ホームページを積極的に活用、広く情報を発信する。
- (2) 会報誌 Bon ぐら～じゅを年 2 回の発行とする。会員及び県内施設に配布する。
- (3) 広く県民へ周知する機会でもあるフェスティバルに参加する。

### 5. 倫理委員会

職能団体として公益社団法人日本介護福祉士会で定める倫理綱領及び行動規範を遂行するため委員会を設置し、必要に応じて会議を開催する。

### 6. 外部評価委員会

県内の地域密着型サービス外部評価対象事業所に対して、法の改正により状況に併せて対応していく。訪問調査の際は感染症拡大に充分考慮し、調査事業を円滑に運営していく。

### 7. ケアコンテスト委員会

今年度のケアコンテストは10回の記念事業として運営する。感染症拡大を考慮しながら企画、運営全てを行うため会員の協力を得る。11月 25 日(土)グランシップで実施予定。

### 8. 介護の学舎委員会

早期に委員会を開催し準備をしていく。県内養成校と協力、連携して開催する。テーマを設定し広く介護に関わる方々の集いの場とする。今年度も聖隸クリストファー大学と共に 9 月 17

日、会場をプラサヴェルデ(沼津市)としハイブリッドにより実施予定。

#### 9. 出前講座委員会

県内の小規模な介護事業所職員が介護の知識・技術を学ぶことで介護の質の向上及び介護職員の職場の定着ができるよう実施する。感染症拡大防止のため、昨年同様オンライン研修、DVD 視聴も行う予定。講師として自信を持って講義できるよう講師養成も行う。

#### 10. 講師派遣事業

県内の介護保険サービス事業所の要望に責任持って応えるため、講師がニーズを把握し、介護の質の担保、質の向上に努める。

#### [ブロック活動]

県内を 8 ブロックの地域に分け担当理事、ブロック長、各地域の会員(担当者)が中心になりブロック活動を推進する。地域包括ケアシステムを意識した市町の取組みも視野に入れていく。引き続き、感染症拡大防止のためにオンライン研修も実施していく。

#### [研修委員会・研修事業]

##### 1. 生涯研修制度に沿った研修の実施(公益社団法人日本介護福祉士会認定)

###### (1) 介護福祉士基本研修

有資格者は介護過程の展開を専門性としその手法が現場で重要になるため、介護過程の展開を中心に、生活支援としての介護の視点や自立支援の考え方について学び、現場実践に活かせる介護福祉士の育成を目的とし4日間で実施する。認定介護福祉士を目指すために受講必須のファーストステップ研修の受講要件となる。感染症対策を講じて対面形式で 7 月から実施予定。

###### (2) 介護福祉士ファーストステップ研修

基礎的な業務に習熟した介護職員を対象として、的確な判断、対人理解に基づく尊厳を支えるケアが実践でき、小規模チームのリーダーや初任者の指導者として任用することを期待できるレベルの視点や技術を有する職員を育成する。7 月～3 月、15 日間で実施予定。

###### (3) 認定介護福祉士養成研修

介護福祉士養成課程では学べない新たな知識(医療、リハビリ、福祉用具と住環境、認知症、心理・社会的支援、マネジメント等)を修得し、多職種との連携・協働を含めた認定介護福祉士として十分な介護実践力を身につける。今年度は2期生対象に I 類4科目(7日間)を実施する。

###### (4) 介護福祉士実習指導者講習会

介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習 II」の実習指導者に対して、必要な専門的知識及び教育方法を習得するために実施する。感染症対策を講じて対面により、1 コース(4 日間)実施する。

## 2. 認知症に関する研修

### (1) 認知症介護実践研修(実践者研修)県知事指定

高齢者介護の実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上・介護サービスの充実を図る。県内 3 会場、5 日間のカリキュラムで、感染対策を充分講じ対面研修で実施する。

### (2) 認知症介護実践研修(実践リーダー研修)県知事指定

静岡県認定、高齢者介護の実践者が実践研修等で得られた知識、技術をさらに深め、施設又は事業所において、ケアチームを効果的かつ効率的に機能させる能力を有した実践リーダーを養成する。6 日間のカリキュラムにより感染対策を充分講じ、実施する。

### (3) 認知症の最新情報研修

継続的な研修として実施。小尾先生により最新医療の情報提供の場とする。業務を終えてからのナイトセミナーとしてオンラインで 11 月に実施する。

## 3. 自己研鑽、キャリアアップ研修

### (1) ターミナル研修

ターミナルケアに携わる上で必要な基礎知識や寄り添う介護、また介護職自身やご家族の心のケアについて講義や事例等を通じて学ぶ。感染症対策を充分講じて対面研修とし 10 月に実施予定。

### (2) サービス提供責任者研修

サービス提供責任者が介護過程の展開を理解し、役割を全うし「利用者の自立支援に向けた介護の提供」「在宅で看取る事の出来る介護の提供」等介護業界での役割確立とよりレベルの高い訪問介護計画書の作成を目指す。感染対策を充分講じて対面により 2 日間(9・10 月)で実施する。

### (3) 介護過程の展開研修 —アセスメントの視点を学ぶ—

介護過程とは介護実践の根拠となるものであり、利用者の生活支援において、個別ケアや具体的な介護方法を示すものである。介護過程の展開によって利用者の心身の状況に応じた質の高い個別ケアが提供でき、利用者の QOL の向上につながるなど専門職として、根拠ある支援ができるようにアセスメントの視点を学ぶ。7 月に実施する。

### (4) LIFE 活用に向けた介護実践向上研修

科学的根拠をもった、専門性の高い介護サービスに繋がる介護記録を現場で実践できるようになることを目的に実施する。LIFE 導入に伴い、介護記録の視点を知り、既に実践している施設の事例を通して学びを深める。12 月に実施する。

### (5) 次世代リーダー研修

現場のリーダーの不安や悩みを解決し、自信を持ってリーダーシップを発揮できるよう、知識や技術を学ぶ。対面により 2 日間実施する。

(6) 感染症対策研修

福祉現場における感染症を理解し、その対策を感染症認定看護師から学ぶ。9月実施。

(7) 介護職員等喀痰吸引等研修

感染症拡大防止のため、休止していたが再開する。オンライン講義、対面による演習を行い、医療的ケアの手技を身につけ現場での実践に向け実施する。

(8) 身体拘束廃止推進員養成研修

権利擁護や身体拘束廃止の意義を学び、自職場での実態を把握し、身体拘束廃止取り組み報告を行う。感染症拡大防止のため、受講予定者数を30名とし、3日間で実施予定。

(9) 身体拘束廃止フォーラム

身体拘束が人に及ぼす数々の弊害や実態等について幅広く意識啓発を図ると共に「身体拘束はやむを得ない」といった固定観念や認識を是正していくため、保健・医療・福祉分野関係者はもとより利用者家族を中心に広く県民が身体拘束廃止の意義を理解し、より良いケアの実現に向けて、講演や身体拘束廃止推進員養成研修修了者による実践報告等により周知していく。感染症拡大防止のため収録、YouTube 視聴を行う予定である。

(10) 介護福祉4団体合同研修

一般社団法人静岡県社会福祉士会、NPO 法人静岡県地域包括・在宅介護支援センタ一協議会、静岡県介護支援専門員協会、当会4団体により実施する。昨年中止となつたため、今年度もケアマネ協会が企画運営し、協力していく。11月に実施予定。

#### 4. 後継者の育成

(1) 介護福祉士実務者研修

国家試験受験要件でもある本研修を実施することで後継者の育成を行う。三島・静岡の2会場で実施予定。

(2) 国家資格取得対策

- ・会員講師により出題傾向を検討、オンラインによる集中講座を3日間実施する。
- ・全国一斉筆記模擬試験　日本介護福祉士会で作成する筆記模擬試験で実力を試し、自信を持って、国家試験に臨めるようにする。

#### [総会・理事会・日本介護福祉士会等関連]

1. 定時総会の運営

感染症対策を充分講じて対面で実施、記念講演も行う。

2. 三役会、理事会の運営

理事会は日本介護福祉士会の都道府県会長会議前に開催する。6月、9月はオンライン、10月、12月、3月は対面を予定。理事会の前及び必要に応じて三役会を開催する。

3. ワーキング活動の推進

対面研修、オンライン研修共に会員の協力体制を整え、実施する。

4. 日本介護福祉士会事業への協力

(1) パートナー協定を締結する。

- ・会費の一括徴収の書面による約束
- ・会員管理システム(ケアウエル)の共同利用に係る書面による約束
- ・日本会と静岡県県介護福祉士会との関係性の明確化
- ・同時入会・同時退会の明確化

(2) 事業への参加、委託事業等へ協力していく。

- ・定時総会の参加
- ・委託事業として、技能実習指導員講習会を1月に実施する。
- ・令和5年度全国大会、日本介護学会

開催日 11月11日(土)12日(日) 茨城県にて開催

(3) 講師養成研修(リーダー研修)受講に際して会長推薦の対応をする。

5. 東海・北陸7県介護福祉士会の連携東海・北陸7県介護福祉士会の連携

年間2回開催予定の会議に参加し、情報交換、共有の場とする。

[関係団体・公的機関への協力]

1. 各市町の認定審査会及び障害区分審査会委員の推薦
2. 介護・福祉に関する講座の講師派遣
3. 関係機関への委嘱委員の推薦

## 第4号議案 令和5年度収支予算(案)に関する件

令和5年度収支予算書(案)  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

## 1. 収入の部

(単位 円)

科 目 大・中・小科目	予算額	前年度予算額	差異	摘要
1.会費収入	5,118,000	5,119,000	△ 1,000	
(1)年会費・会員	4,500,000	4,500,000	0	1,500名(新入会88名・継続1,412名)
(2)年会費・新卒者	6,000	4,000	2,000	新卒者@2,000×3名
(3)年会費・賛助会費	600,000	600,000	0	@30,000×20事業所
(4)準会員会費	12,000	15,000	△ 3,000	@3,000×4名
2.事業収入	41,024,500	36,998,000	4,026,500	
(1)委員会	15,290,000	14,180,000	1,110,000	
障がい福祉委員会	500,000	480,000	20,000	助成事業 4研修
講師養成委員会(講師選定委員会)	1,200,000	1,500,000	△ 300,000	知的障がい者初任者研修、静岡市、事業所他
外部評価事業委員会	4,220,000	3,200,000	1,020,000	70件
ケアコンテスト委員会	1,500,000	1,500,000	0	対面開催
介護の学舎委員会	170,000	0	170,000	会員@2,000×70名 非会員@3,000×10名 ハイブリット開催
介護技術出前講座委員会	7,700,000	7,500,000	200,000	オンライン、対面、DVD活用で実施
(2)ブロック活動	30,000	0	30,000	
研修・交流会等	30,000	0	30,000	非会員@1,000円×30名
(3)研修事業	25,704,500	22,818,000	2,886,500	
介護福祉士基本研修	574,000	540,000	34,000	会員@18,000×28名非会員@35,000×2名
介護福祉士ファーストステップ研修	1,600,000	1,600,000	0	会員@80,000×20名
認定介護福祉士養成研修	2,112,000	1,600,000	512,000	会員@8,000×11日(6科目)×24名
介護福祉士実習指導者講習会	1,710,000	1,530,000	180,000	会員@20,000×12名非会員@35,000×42名
認知症介護実践研修(実践者研修)	4,826,000	5,601,000	△ 775,000	3会場／会員@31,000×34名 非会員@41,000×92名
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	3,460,000	4,013,000	△ 553,000	会員@51,000×20名 非会員@61,000×40名
認知症の最新医療研修(ナイトセミナー)	98,000	120,000	△ 22,000	助成事業(オンライン) 50名
ターミナルケア研修	220,000	260,000	△ 40,000	助成事業(対面) 30名
サービス提供責任者研修	340,000	100,000	240,000	助成事業(対面) 2日間 32名
食事のケア～口から食べる幸せ～	0	410,000	△ 410,000	実施しない
介護過程 アセスメントの視点を学ぶ	280,000	190,000	90,000	助成事業(対面) 40名
LIFE活用に向けた介護過程実践向上研修	280,000	190,000	90,000	助成事業(対面) 30名
次世代リーダー研修	380,000	270,000	110,000	助成事業(対面) 2日間 30名
高齢者権利擁護等推進事業	1,600,000	1,600,000	0	委託事業(対面) 3日間研修 フォーラム収録→YouThebe視聴
介護福祉4団体合同研修	0	0	0	他団体担当
介護福祉士実務者研修	4,944,500	3,850,000	1,094,500	2コース／初任者33名 無資格者20名
全国一斉模擬試験・対策講座	610,000	450,000	160,000	筆記模試(会場40名)／240,000 対策講座／助成事業45名(370,000)
技能実習指導員講習会	340,000	340,000	0	日介委託40名
外国人・技能実習生受入前研修	0	130,000	△ 130,000	実施しない
介護職員等による喀痰吸引等研修	2,060,000	24,000	2,036,000	研修再開@70,000×28名／発行手数料
感染症対策研修	270,000	0	270,000	助成事業(対面)30名
3.雑収入	830,000	800,000	30,000	日介ニュース送料助成金・書籍売上返戻金他
4.基本財産取崩収入	0	0	0	
当期収入合計 (A)	46,972,500	42,917,000	4,055,500	
前期繰越金	39,634,984	39,749,088	△ 114,104	
収入合計 (B)	86,607,484	82,666,088	3,941,396	

## 2.支出の部

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 異	摘要
大・中・小科目				
1.事業費	24,574,000	22,095,290	2,478,710	
(1)委員会	8,548,000	8,568,000	△ 20,000	
組織強化委員会	150,000	500,000	△ 350,000	
災害支援委員会	753,000	540,000	213,000	研修、フォーラム、訓練他
障がい福祉委員会	123,000	300,000	△ 177,000	助成事業4研修
広報委員会	480,000	300,000	180,000	Bonくら2回発行・HP管理費・会のPR
倫理委員会	50,000	100,000	△ 50,000	活動費
講師養成委員会(講師選定委員会)	750,000	1,000,000	△ 250,000	講師派遣事業
外部評価事業委員会	2,790,000	2,036,000	754,000	調査員報酬、交通費、人件費他
ケアコンテスト委員会	1,300,000	1,500,000	△ 200,000	グランシップ、イベント費用他
介護技術出前講座委員会	1,200,000	1,400,000	△ 200,000	講師料、DVD作成費等
介護の学舎委員会	280,000	180,000	100,000	会場費、講師料、活動費他
通信運搬費	295,000	425,000	△ 130,000	
消耗品費	377,000	287,000	90,000	
(2)ブロック活動	989,000	870,000	119,000	
ブロック会議	100,000	0	100,000	ブロック長会議
研修・交流会等	755,000	800,000	△ 45,000	160名以下80,000円、1名増えると500円加算
通信運搬費	59,000	42,000	17,000	
消耗品費	75,000	28,000	47,000	
(3)研修事業	15,037,000	12,657,290	2,379,710	
介護福祉士基本研修	360,000	224,290	135,710	会場費、講師料、ファシリ謝金他
介護福祉士ファーストステップ研修	1,200,000	1,000,000	200,000	会場費、講師料、交通費他
認定介護福祉士養成研修	1,400,000	800,000	600,000	6科目 6名外部講師、ファシリ謝金、交通費他
介護福祉士実習指導者講習会	770,000	700,000	70,000	4日間 2日間ファシリ謝金他
認知症介護実践研修(実践者研修)	2,800,000	3,000,000	△ 200,000	5日間
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	1,410,000	1,250,000	160,000	6日間
認知症の最新医療研修(ナイトセミナー)	60,000	80,000	△ 20,000	
ターミナルケア研修	170,000	170,000	0	講師料、ファシリ謝金、交通費他
サービス提供責任者研修	330,000	70,000	260,000	2日間
食事のケア～口から食べる幸せ～	0	380,000	△ 380,000	
介護過程 アセスメントの視点を学ぶ	170,000	130,000	40,000	
LIFE活用に向けた介護過程実践向上研修	210,000	130,000	80,000	会場費、講師料、事例報告者謝金、交通費他
次世代リーダー研修	290,000	210,000	80,000	2日間
高齢者権利擁護等推進事業	890,000	900,000	△ 10,000	3日間研修、フォーラム(収録・配信)他
介護福祉4団体合同研修	6,000	10,000	△ 4,000	当日の活動費、交通費
介護福祉士実務者研修	2,150,000	1,900,000	250,000	2会場で実施、講師料、ファシリ、交通費他
全国一斉模擬試験・対策講座	460,000	200,000	260,000	対策講座オンライン、筆記模擬は会場
技能実習指導員講習会	90,000	90,000	0	会場費、講師料、活動費、交通費他
外国人・技能実習生受入前研修	0	60,000	△ 60,000	
介護職員等による喀痰吸引等研修	750,000	0	750,000	オンライン講義、筆記試験・演習対面
感染症対策研修	170,000	0	170,000	新規／会場費、講師料、交通費他
通信運搬費	590,000	808,000	△ 218,000	
消耗品費	753,000	545,000	208,000	
委員会費	8,000	0	8,000	

## 2.支出の部

科 目 大・中・小科目	予算額	前年度予算額	差異	摘要
2.管理費	20,930,300	18,814,100	2,116,200	
事務局員給与	13,320,000	12,310,000	1,010,000	常勤2名・パート4名
事務所費	1,129,000	1,037,000	92,000	光熱費・駐車場料金含む
通信運搬費	136,000	205,000	△ 69,000	電話・各種郵便・ネット接続等
ソフト維持費	74,800	235,000	△ 160,200	会計管理・ウィルスソフト
旅費交通費	360,000	600,000	△ 240,000	通勤費等
会計顧問料	650,100	650,100	0	確定申告・税務計算
事務費(消耗品・印刷等)	175,000	140,000	35,000	紙代・インク・事務用品一式他
支払手数料	145,000	120,000	25,000	振込手数料、WEBPC、コンビニ収納手数料
活動費	100,000	60,000	40,000	日介事業、発送作業他
雑費	40,000	33,000	7,000	県社協、静岡・三島商工会議所年会費等
賃借料	1,050,000	752,000	298,000	リース物件(複合機・電話・印刷機)
租税公課	2,000,000	1,200,000	800,000	消費税・法人市県民税等
書籍料	38,000	18,000	20,000	おはよう21、シルバー産業新聞等購読料
保険料	40,000	27,000	13,000	介護技術に関する研修参加者
交際費	5,000	20,000	△ 15,000	手土産
法定福利費	1,638,000	1,407,000	231,000	社会保険、雇用保険、中退共掛け金
福利厚生費	29,400	0	29,400	静岡ジョイブ
寄付金	0	0	0	
3.会議費	840,000	910,000	△ 70,000	
総会費	450,000	350,000	100,000	対面、講演講師料、代議員、役員交通費他
理事会費	350,000	500,000	△ 150,000	理事会(2回オンライン・3回対面)三役会6回
その他会議費	40,000	60,000	△ 20,000	
4.基本財産取得支出	0	0	0	
5.予備費	500,000	500,000	0	
当期支出合計(C)	46,844,300	42,319,390	4,524,910	
当期収支差額(A)-(C)	128,200	597,610	△ 469,410	
当期繰越収支差額(B)-(C)	39,763,184	40,346,698	△ 583,514	

# 一般社団法人静岡県介護福祉士会定款

## 第 1 章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県介護福祉士会という。(以下「本会」という。)

### (主たる事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を静岡市に置く。

### (目的)

第3条 本会は、介護福祉士の資質向上、社会的地位向上、介護の調査研究の実施、組織強化、制度政策の提言、県民の福祉の増進及び介護の普及に寄与することを目的とし、介護保険法に基づく介護員養成研修事業等、障害者総合支援法に基づく事業を実施する。

### (事業)

第4条 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護福祉士の資質向上に関する事業
- (2) 介護福祉士の社会的地位向上に関する事業
- (3) 介護調査研究に関する事業
- (4) 介護の普及に関する事業
- (5) 公益社団法人日本介護福祉士会及び他団体との連絡調整及びその事業への協力に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。<http://shizukai.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることがでない場合は、本会の主たる事務所内の掲示場に掲示して行う。

### (機関)

第6条 本会は、本会の機関として社員総会(以下「総会」という。)及び理事、監事並びに理事会を置く。また、監事会をおくこともできる。

## 第 2 章 会員及び社員

### (構成員)

第7条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法第42条の規定により介護福祉士として登録した者であって本会の目的趣旨に賛同し、会費を納入した者
- (2) 準会員 本会の目的趣旨に賛同し、介護福祉士資格を保有しない者であり、会費を納入した者
- (3) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は団体であって、かつ理事会の承認を得て会費を納入した者
- (4) 名誉会員 本会に特別の功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により総会の承認を得た者

(入会)

第8条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 準会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3. 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 本会の会員は、次の各号に該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 会員が退会を申し出たとき。

(2) 会員が死亡したとき。

(3) 会員が社会福祉士及び介護福祉士法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。又は登録を抹消されたとき。

(4) 正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(除名)

第12条 会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的趣旨に反する行為があった時は総会の特別決議により会員を除名することができる。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする時は、その会員に当該総会の日から一週間前までにその旨を通知するとともに、除名の特別決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(代議員制の採用)

第13条 本会は、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2. 本会の社員は、正会員の居住地又は勤務する職場住所によりブロックに分け、ブロックの正会員数に応じ代議員を選出する。（基準は細則に定める。）

3. 代議員は、正会員の中から選出するものとし、各ブロックの正会員による公募、推薦又は話し合いによる正会員の総意により選出する。

4. 代議員の任期は選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

5. 代議員が第10条（退会）及び第12条（除名等）により、当該ブロックの代議員に欠員が生じたときは、第3項の規定により後任の代議員を選出しなければならない。但し、後任の代議員の任期は、前任の代議員の残余期間とする。

6. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
  - (4) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
  - (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
  - (8) 法人法第299条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

### 第 3 章 役 員

(役員及び定数)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 4名以上25名以内
  - (2) 監 事 2名以上3名以内
2. 理事から1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。

(役員の選任)

第15条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議において選任する。

- 2. 会長、副会長、担当部長、副部長は理事会の決議において選任する。
- 3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第16条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

- 2. 会長は、本会を代表しその業務を執行し、理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3. 副会長は、会長を補佐して、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第17条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。

(役員の任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3. 補欠又は増員により就任した理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4. 理事及び監事は、辞任又は任期満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当する時は、総会の特別決議に基づき、解任することができる。但し、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならぬ。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

2. 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

(責任の免除)

第 20 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2. 前項の規定にかかわらず、本会は役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

## 第 4 章 総 会

(種別)

第 21 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、社員たる代議員をもって構成する。但し、議決権を持たない会員の出席を妨げない。

(権能)

第 23 条 総会は、法人法及びこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画書及び事業報告書の承認
- (2) 収支予算書及び収支決算書の承認
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 会員等の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 財産の管理方法に関する事項

(開催)

第 24 条 定時総会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に開催する。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 代議員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は第 24 条 2 項の規定による請求があった時は、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する時は、会議の日程、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、代議員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は代議員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

第 28 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した代議員の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第 29 条 総会に出席できない代議員は、本会の他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前 2 条の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項等を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、出席者及び出席者氏名（書面議決者及び表決委任者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 開催目録、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

## 第 5 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会決議事項
- ② 総会に付議すべき事項
- ③ 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ④ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で、2 回以上その報告をしなければならない。

2. 理事会は、会長が必要と認めた時、又は理事から会議の目的たる事項を示して、請求があった時に開催する。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

## 第 6 章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第 36 条 本会に、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

2. 名誉会長、顧問及び参与に関する事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

## 第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 37 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 38 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決によって別に定める。

(経費の支弁)

第 39 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算書)

第 40 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 42 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定期総会の承認を得るものとする。

(事業年度)

第 43 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金分配の禁止)

第 44 条 本会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第 8 章 事務局

(設置等)

第 45 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第 47 条 本会は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て解散する。

(残余財産の帰属)

第 48 条 本会が解散したときに残存する財産は、国または本会の意思を引き継ぐ公益的な団体に帰属させる。

## 第 10 章 附 則

(委任)

第 49 条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるもののほか、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(最初の事業年度)

第 50 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員)

第 51 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

前田 万正 静岡県静岡市

飯田 泰子 静岡県沼津市

(設立時役員)

第 52 条 設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 前田 万正

設立時理事 及川 ゆりこ

設立時理事 大原 みつぎ

設立時監事 吉永 京子

設立時代表理事 前田 万正

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に定めない事項はすべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

定款作成日	平成 20 年 11 月 26 日
定款認証日	平成 20 年 12 月 1 日
定款変更日	平成 24 年 4 月 30 日
定款変更日	平成 25 年 4 月 27 日
定款変更日	平成 26 年 4 月 26 日
定款変更日	平成 28 年 5 月 21 日
定款変更日	平成 30 年 3 月 24 日